別添資料－4

通行止めに伴う乗継料金調整について

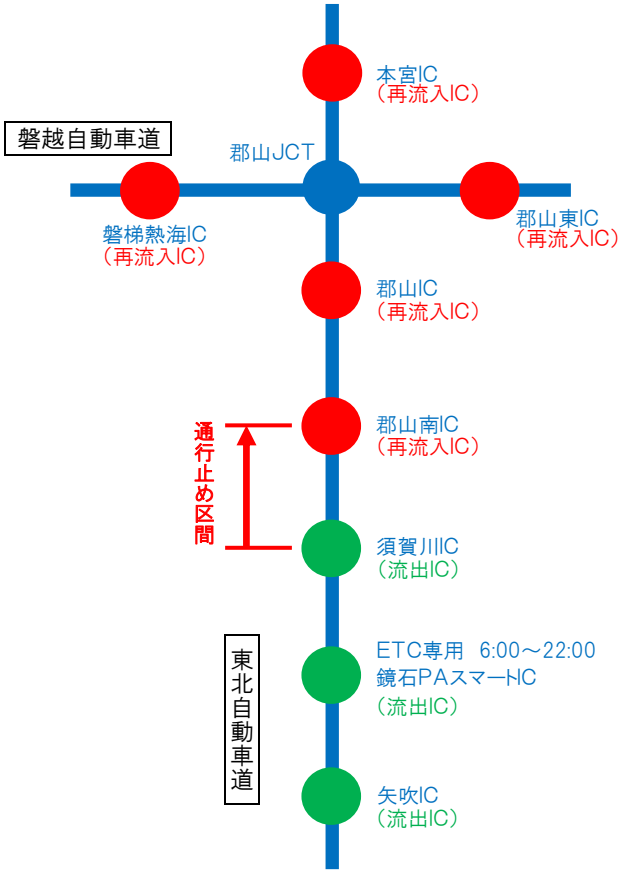

◆乗継料金調整のご利用方法

≪ETCのお客さま≫

○ ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。（ETC車には「乗継証明書」は発行されません）

○ 乗り継ぎされた走行を1つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

≪現金等のお客さま≫

○ 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡しください。

◆乗継料金調整に関する注意事項

○ 通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。